

三条市文化団体協会規約

(名 称)

第1条 本会は、三条市文化団体協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を三条市元町13番1号三条市中央公民館内に置く。

2 三条支部は、三条市元町13番1号三条市中央公民館に置く。

3 栄支部は、三条市新堀2111栄公民館に置く。

4 下田支部は、三条市荻掘1144-1下田公民館に置く。

(目 的)

第3条 本会は、芸術文化の普及と振興を図り、市民文化の健全な発展と市民の教養の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化、発展を図り、団体間相互の融和と連携を密にすること。
- (2) 文化祭、展示会、講演会、講習会及び研修並びに文化振興に資する各種事業の計画、実施に関すること。
- (3) 文化に関する各種調査、研究を行うこと。
- (4) 本市の文化に特に貢献のあった団体及び個人を表彰すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組 織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する市内の各種文化団体で各支部の加盟団体をもって組織する。

(支 部)

第6条 本会は、三条地区・栄地区・下田地区に支部を置く。

2 各支部は本会の目的に沿って独自の活動をすることができる。

3 支部の規約は各旧規約に準拠し、役員の名称は、会長を支部長、副会長は副支部長と読み替えるものとする。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
事務局長	1名
副事務局長	3名
会計	4名
監事	3名
理事	加盟団体より1名

(役員の選出)

第8条 本会の役員は下記により選出する。

- (1) 会長・副会長は、各支部長から互選により選出し、総会でこれを決定する。ただし、会長を選出された支部は副会長を別に選出する。
- (2) 事務局長は、会長が推薦し、総会で決定する。

- (3) 副事務局長は、各支部の事務局長が当たる。
- (4) 会計は、会長が推薦し、総会で決定する。
- (5) 監事は、理事の中から会長が推薦し、総会で決定する。
- (6) 理事は各加盟団体より 1 名選出する。

(役員の任務)

第 9 条 各役員は、本規約に従い次の事務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、本規約で定める事項を決定し、会務を遂行する。
- (4) 会計は、会の運営に必要な会計事務を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計帳簿等を監査し、その結果を会計年度終了後 2 か月以内に総会の承認を受けなければならない。
- (6) 事務局長は、本会の事業計画及び予算案に則り、その他会に必要な事務を処理する。
- (7) 副事務局長は、事務局長を補佐する。

(顧問)

第 10 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、三条市の文化活動において特に貢献のあった者のうちから、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずることができる。

(役員の任期)

第 11 条 本会の役員の任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。会長の再任は 3 期までとする。

- 2 欠員が生じ補充された場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了を迎えたとしても、後任役員が決定するまでの間、その職を務めなければならない。

(会議)

第 12 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。なお、必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

(総会)

第 13 条 総会は、年 1 回会長が招集する。なお、会長が必要と認めたときは、臨時に召集することができる。

- 2 総会の議長は、出席者の過半数をもって選出する。
- 3 総会は、役員の承認、事業計画案、収支予算案、決算及び各報告事項を決議する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(総会の成立)

第 14 条 総会は加盟団体の代表をもって構成する。

- 2 総会は、構成員の 3 分の 2 以上（委任状を含む）が出席しなければ開会することができない。

(理事会)

第 15 条 理事会は会長が招集し、会長の付議した事項を議決する。

- 2 理事が出席できない場合は、代理人を出席させなければならない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数の賛成により決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

(会計)

第 16 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入を以て支弁する。

(特別会計)

第 17 条 理事会の承認を経て、特別会計を設けることができる。

(予算外の支出)

第 18 条 本会の収支予算に定めるもののほか、新たに負担の生じた場合は、会長が専決し、事後理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日よりはじまり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(規約の変更)

第 20 条 本会の規約の変更又は改廃は総会の承認を得なければならぬ。

(加盟)

第 21 条 本会の加盟は、支部の加盟規定を具備し、各支部理事会の承認を得なければならぬ。

2 会長は事後の総会に報告しなければならぬ。

(退会)

第 22 条 本会よりの退会は、文書により届け出なければならない。但し、諸会議に 1 年間 1 回も出席しない団体は、自然退会とみなし処理できるものとする。

2 途中退会の場合は、会費は返戻しないものとする。

(諸規定)

第 23 条 この規約の施行について必要な規定は、総会の議決を経て別に定める。

(1) 表彰規定

(2) 会費規定

付 則

本規約は、平成 17 年 5 月 23 日より施行する。

付 則

本規約は、平成 19 年 5 月 25 日一部改正する。

付 則

本規約は、平成 21 年 5 月 18 日一部改正する。

付 則

本規約は、平成 26 年 5 月 17 日一部改正する。